変更する高圧ガスの種類明細書

販売する高圧ガスの種類の変更内容

	変更前		変更後	
ガスの区分	取次販売	容器で販売	取次販売	容器で販売
可燃性毒性ガス				
可燃性ガス				
毒性ガス				
酸素				
その他のガス				
混合ガス				

備考

- 1 販売する高圧ガスの種類の変更により、販売主任者を変更(追加)する必要がある場合は、販売主任者の変更(追加)に係る届出をすること。
- 2 販売する高圧ガスの種類の変更により、容器置場の増設・改造がある場合は、その説明種類・図面を提出すること。

また、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所に変更がある場合は、必要な申請手続きを行うこと。